

蛍光管等の分別回収の実施状況について

1 背景

(1) 国の動向

水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護することを目的とした「水銀に関する水俣条約」が平成25年10月の外交会議で採択され、この条約を担保するため、平成27年6月19日に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が公布された。

この法律では、区市町村に対して、廃棄された蛍光管や水銀血圧計・体温計等（以下「蛍光管等」という。）の水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずる努力義務が規定されており、当該条項は、公布から1年6か月以内に施行されることとなっている。

(2) 東京都の動向

東京都においては、平成23年度に設置した「水銀の処理等に関する検討会」において、蛍光管等については「不燃ごみ」ではなく「有害ごみ」又は「資源ごみ」として、期限を定めて埋立処分場での受入れを行わないことを検討していくとしている。

(3) 区の責務

国や都の動向を踏まえ、目黒区においても平成28年4月から蛍光管等の分別回収の徹底と再資源化を開始した。

2 収集方法及び適正処理

(1) 分別収集対象品

蛍光管、水銀血圧計及び水銀体温計とする。

(2) 分別収集

月2回の燃やさないごみ収集日のうち、区が指定した1回を蛍光管等の収集日とする。（月2回の燃やさないごみの収集日は変わらない。）

排出された蛍光管等は、専用収集車を確保して回収する。

収集した蛍光管等は、いったん清掃事業所に保管し、国から指定を受けた再資源化処理事業者に委託して再資源化処理を行う。

3 区民への周知

分別回収の開始にあたり、区報、区ホームページ、公営掲示板、町会の回覧板等を活用して周知を図った。

4 回収状況

平成28年4月から8月までの蛍光管等の回収量は3,326kgであった。また、最も回収量が多かった月は5月で947kg、最も少なかったのは8月で、447kgであった。

8月現時点まで毎月増減を繰り返しており、月ごとの回収量の変動が大きい。

5 今後の対応

家庭に退蔵していると思われる蛍光管・水銀体温計・水銀血圧計を含め、水銀使用製品の分別回収を推進していくため、今後も回収量の推移等を踏まえながら、区ホームページや区報、公営掲示板、町会回覧板等を活用して周知を図っていく。

以 上